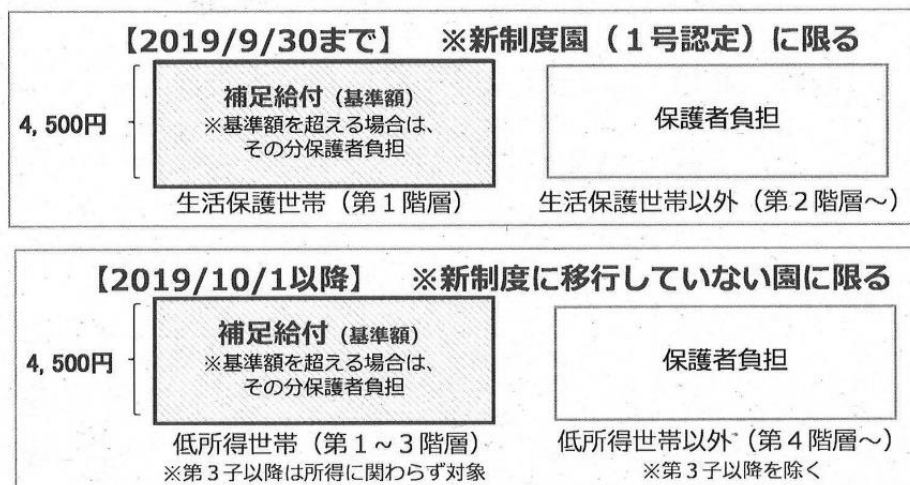


副食費の施設による徴収に係る補足給付事業について

1. 事業概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①**食事の提供に要する費用**及び②**日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

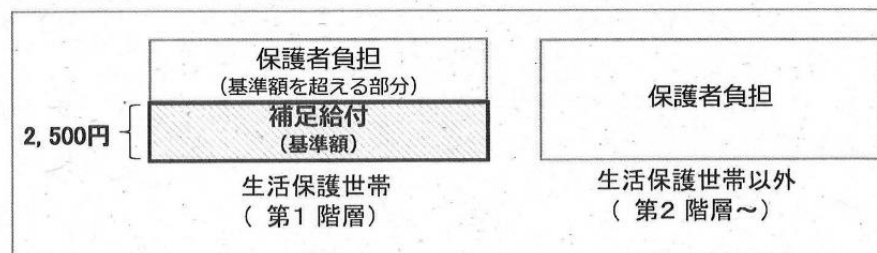
①給食費（副食材料費）



※2019/10/1以降における新制度園（1号認定）の副食費については、公定価格で対応予定
 ※特別支援学校幼稚部については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

【変更なし】

②教材費・行事費等（給食費以外）



3. 市町村における補足給付事業実施の考え方

- ・「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。
- ・事業の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象。家から持参するお弁当は給食に該当しないため対象外）。

2. 実施主体等

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<令和元年度補助単価（1人当たり月額）>

①給食費（副食材料費）	4,500円
②教材費・行事費等（給食費以外）	2,500円

<実績（平成29年度）>

①給食費（副食材料費）

1号認定：388か所、832人

②教材費・行事費等

1号認定：558か所、799人

2号認定：3,373か所、7,652人

3号認定：2,381か所、3,035人

※か所数については重複あり